

群馬県小規模企業事業資金借換事務取扱要領

(趣 旨)

第1条 群馬県小規模企業事業資金融資促進制度要綱（以下「要綱」という。）附則第12項に定める借換の実施にあたっては、要綱に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(借換条件等)

第2条 この要領に基づく融資の条件は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 融資対象者

次のすべての要件に該当する者

ア 経済的環境の変化により、業況が悪化（投機的な不動産、株式等の取引等によるものを除く。）し、一時的に経営の安定に支障を生じている者または経営改善に計画的に取り組む者で、別表各号のいずれかに該当する者

イ 取引先金融機関の支援が確実に見込まれ、この制度の適用によって中長期的に経営の安定又は発展が図られる者

(2) 資金使途

既往債務の借換のための運転資金

(3) 融資期間

要綱の規定による（内据置6か月以内。ただし、融資実行日から起算し、6か月後の応当日までに1回目の償還日が到来することを要す。）

(4) 担保・保証人

金融機関の定めるところによる。ただし、原則として、既往債務の融資条件に比べて小規模企業者に不利にならない条件とする。

(5) 融資限度額

既往債務残高の範囲内（元金償還に要する額に限る。）

(6) その他の融資条件

融資利率、信用保証及び償還方法については、要綱の規定による。

(取扱方法)

第3条 この要領に基づく融資を受けようとする者は、融資を希望する金融機関に次に掲げる書類を添えて、当該金融機関所定の融資申込を行うものとする。

(1) 行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書

(2) 許認可証等の写し（許可等を必要とする場合に限る。）

(3) 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書

(4) 第2条第1号の対象要件の確認に必要な書類（事業計画書等）

(5) その他金融機関や保証協会が必要とする書類

- 2 前項の融資申込を受けた金融機関は、別に定める借換要件確認票（以下「確認票」という。）により借換要件の確認を行うとともに、保証依頼を行う際に群馬県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に確認票（経営改善要件にあつては、確認票及び事業計画書）を送付するものとする。

（貸 付）

第4条 この要領に基づく融資を実行した年度については、当該融資にかかる預託は行わないものとする。

（委 任）

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

別表

-
- | | |
|---|---|
| 1 | 事業計画書を作成し、経営改善に計画的に取り組む者（経営改善要件） |
| 2 | 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第5号又は第6号に該当する旨の認定を受け、同法第12条に定める経営安定関連保証を利用できる者 |
-

附 則

- 1 この要領は、平成15年3月3日から施行する。
- 2 平成21年4月1日から平成27年3月31日までに、県制度融資の据置期間延長に係る暫定措置取扱要領第4(1)に規定する者から、取扱金融機関に対し据置期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された第2条(3)に規定する据置期間に1年を加えた期間を限度として、その期間内で据置期間の延長をすることができるものとする。
- 3 平成21年4月1日から平成27年3月31日までに、県制度融資の据置期間延長に係る暫定措置取扱要領第4(2)に規定する者から、取扱金融機関に対し据置期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された第2条(3)に規定する据置期間に2年を加えた期間を限度として、その期間内で据置期間の延長をすることができるものとする。
- 4 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年法律第96号）の施行に伴う時限措置として、次の各号の措置を実施する。
- (1)平成21年12月24日から平成25年3月31日までの間に限り、第2条第1号ア中「経営の安定に支障を生じている者で、別表各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「経営の安定に支障を生じている者」とする。

(2) 平成 21 年 12 月 24 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に限り、第 3 条第 2 項に定める確認票による借換要件の確認及び確認票の送付は要しないものとする。

5 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成 21 年法律第 96 号）の期限到来に伴う時限措置として、次の各号の措置を実施する。

(1) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に限り、第 2 条第 1 号ア中「経営の安定に支障を生じている者で、別表各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「経営の安定に支障を生じている者」とする。

(2) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に限り、第 3 条第 2 項に定める確認票による借換要件の確認及び確認票の送付は要しないものとする。

附則

この要領は、平成 15 年 12 月 2 日から施行する。

附則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 21 年 12 月 24 日から施行する。

附則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 9 月 26 日から施行し、この要領による改正後の群馬県小規模企業事業資金借換事務取扱要領の規定は、平成 25 年 9 月 20 日から適用する。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 5 月 1 5 日から施行する。